

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
除1 (セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート)	材料	その他(J I S マー ク 表示 され た レ デ ィ ー ミ ュ ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			○	除1 (セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート)	材料	その他(J I S マー ク 表示 され た レ デ ィ ー ミ ュ ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。			○	諸基準類の改定に伴う
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			○			諸基準類の改定に伴う							
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○			諸基準類の改定に伴う							
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			○			JIS改定諸基準の表記に合わせる							
			回収水の場合： JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				○			JIS改定諸基準の表記に合わせる							
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書J C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/ℓ以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			○			JIS改定諸基準の表記に合わせる							

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
ト1を除く)	製造 (プラント)	その他(レディーミクスコンクリート)は表示され	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量 の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材料の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スラン プ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m3未満の 場合は、1工種2回以上。 またはレディーミクスコン クリート工場 (JISマーク 表示認証工場) の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の 工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所 打杭、井筒基礎等)、橋梁 上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以 上)、側溝工、樋管、樋 管、水門、水路 (内幅2.0m 以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他 これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種) 1工種当たりの総使用量が 50m3以上の場合は、50m3ご とに1回の試験を行う。 ※①	○	ト1を除く)	製造 (プラント)	その他(レディーミクスコンクリート)は表示され	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量 の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材料の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー (スラン プ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以 上/12か月	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m3未満の 場合は、1工種1回以上。 またはレディーミクスコン クリート工場 (JISマーク 表示認証工場) の品質証明 書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の 工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所 打杭、井筒基礎等)、橋梁 上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以 上)、側溝工、樋管、樋 管、水門、水路 (内幅2.0m 以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他 これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種) 1工種当たりの総使用量が 50m3以上の場合は、50m3ご とに1回の試験を行う。 ※①	○	諸基準類 の改定に 伴う誤植
				連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE - I 502	コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 料の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上	連続ミキサの場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 料の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以 上/12か月				○	諸基準類 の改定に 伴う					
施工	必須	塩化物総量規制	レディーミクスコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と 午後にもたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略す ることができる。(1回の測 定回数は3試料とする) 試験 の判定は3試料の測定値の平 均値とする。	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m3未満の 場合は1工種1回以上。ま た、レディーミクスコン クリート工場 (JISマーク表 示認証工場) の品質明書等 のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m3以上の場合は、50m3ご とに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場 合は、「海砂の塩化物イオン 含有率試験方法」(JSCE - C502-2018, 503-2018) 又 は設計図書の規定により行 う。 ・用心鉄筋等を有さない無 筋構造物の場合は省略でき る。 小規模工種とは前記※①と 同	○	施工	必須	塩化物総量規制	レディーミクスコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と 午後にもたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の 場合は、午後の試験を省略す ることができる。(1回の測 定回数は3試料とする) 試験 の判定は3試料の測定値の平 均値とする。	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m3未満の 場合は1工種1回以上。ま た、レディーミクスコン クリート工場 (JISマーク表 示認証工場) の品質明書等 のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m3以上の場合は、50m3ご とに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場 合は、「海砂の塩化物イオン 含有率試験方法」(JSCE - C502-2023, 503-2023) 又 は設計図書の規定により行 う。 ・用心鉄筋等を有さない無 筋構造物の場合は省略でき る。 小規模工種とは前記※①と 同	○	JSCE基準 改定		

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和 5年12月)								改正 (令和 6年 9月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
をク1 除リ く セ ト メ ン ダ ム ・ ・ 覆 コ ン コ ン ク リ ー ト ・ 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1個の測定結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3個の試験結果の平均値は、指定した呼び強度比以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(α 7…3個、α 28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(α 3)を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「目当たり打設量が小規模となるプレキャストコンクリートの品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は、1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、掘壁工 (高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		をク1 除リ く セ ト メ ン ダ ム ・ ・ 覆 コ ン コ ン ク リ ー ト ・ 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1個の測定結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3個の試験結果の平均値は、指定した呼び強度比以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、 工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(α 7…3個、α 28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(α 3)を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「目当たり打設量が小規模となるプレキャストコンクリートの品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は、1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、掘壁工 (高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		JIS改正

土木工事事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
1 2 転圧 コンクリート	材 料 (JIS マーク 表示 された レディー ミクス トコン クリー トを 使用 する 場合 は 除 く)	そ の 他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	1 2 転圧 コンクリート	材 料 (JIS マーク 表示 された レディー ミクス トコン クリー トを 使用 する 場合 は 除 く)	そ の 他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308 付属書J C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					JIS改定諸基準の表記に合わせる					
				パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタルの偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○					ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタルの偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1工程1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m3未満の場合は1工程1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準の改定に伴う						

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	19 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準の改定に伴う
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○				諸基準の改定に伴う						
			練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				JIS改定諸基準の表記に合わせる						
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				回収水の場合： JIS A 5308附属書J C	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる		

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)							改正 (令和6年9月)							改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認
19吹付工	コ製造(プラント)を使用する場合を除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	19吹付工	コ製造(プラント)を使用する場合を除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準の改定に伴う
				連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE -F 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。						連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE -F 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		
施工	その他	塩化物総量規制	レディーミキストコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1回の測定回数は3試料とする) 試験の判定は3試料の測定値の平均値で行う。	○	19吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	レディーミキストコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1回の測定回数は3試料とする) 試験の判定は3試料の測定値の平均値で行う。	○	JSCE基準改定	
				レディーミキストコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m ² 以下						コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1回の測定回数は3試料とする) 試験の判定は3試料の測定値の平均値で行う。	レディーミキストコンクリート取扱基準による。	原則0.3kg/m ² 以下			コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1回の測定回数は3試料とする) 試験の判定は3試料の測定値の平均値で行う。
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE - F 561-2013	3本の強度の平均値が材合28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、上記と同様	○	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE - F 561-2013	3本の強度の平均値が材合28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照。	○	JSCE基準改定		
				吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照。											

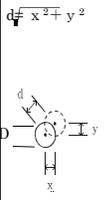
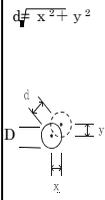
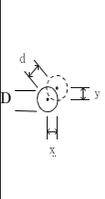
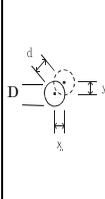
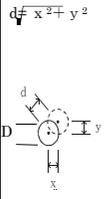
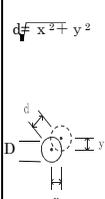
土木工品質管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
20 現場 吹付 法 砕 工	材 料	そ の 他 (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ド イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	20 現 場 吹 付 法 砕 工	材 料	そ の 他 (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ド イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度比が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定に伴う
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定に伴う	
			練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	練混ぜ水の水質試験			上水道及び上水道以外の水の場合： JIS A 5308附属書 J C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/ℓ以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる	
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	回収水の場合： JIS A 5308附属書 J C	塩化物イオン量：200mg/ℓ以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる			

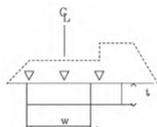
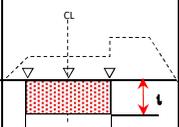
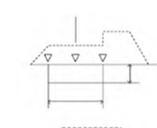
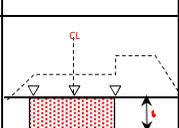
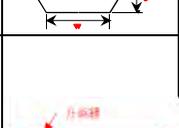
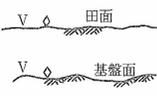
令和6年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)															改正 (令和6年9月)														
出来形管理基準及び規格値															出来形管理基準及び規格値														
単位: mm															単位: mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由							
1 共通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4 組 立 て		組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1) D:n本間の長さ n:10本程度とする φ:鉄筋径		土木形質管理基準-9a ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1 共 通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4 組 立 て		組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1) D:n本間の 延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径		土木形質管理基準-9a ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	誤植							
						かぶり t	設計かぶり±φ かつ最小かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については(注1)第3編1-16-2床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。									工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については第3編1-16-2床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。												

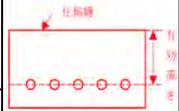
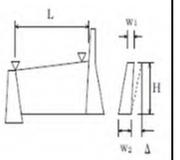
令和6年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)								改正 (令和6年9月)								改定理由													
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由							
3	1	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-38	3	1	4	基礎工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-38	3	1	4	基礎工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	出来形管理基準-38	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上												
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内									偏心量 d	D/4以内かつ 100以内												
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内												
3	1	4	5	5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-38	3	1	4	基礎工	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-38	3	1	4	基礎工	場所打杭工	基準高 ▽	±50	出来形管理基準-38	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上												
						偏心量 d	100以内									偏心量 d	100以内												
						傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内												
						杭径D	設計径(公称径) -30以上									杭径D	設計径(公称径) -30以上												
3	1	4	6	6	深礎杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-39	3	1	4	基礎工	深礎杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	$d\sqrt{x^2+y^2}$ 	出来形管理基準-39	3	1	4	基礎工	深礎杭	基準高 ▽	±50	出来形管理基準-39	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上												
						偏心量 d	150以内									偏心量 d	150以内												
						傾斜	1/50以内									傾斜	1/50以内												
						杭径D	設計径(公称径) 以上※									杭径D	設計径(公称径) 以上※												

令和6年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)															改正 (令和6年9月)															改定理由
出来形管理基準及び規格値															出来形管理基準及び規格値															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	1	一般施工	7	地盤改良工	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	施工延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		出来形管理基準-53	3	土木工事共通編	1	一般施工	7	地盤改良工	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	施工延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		出来形管理基準-53					
								施工厚さ t	-50												施工厚さ t	-50								
								幅 W	-100												幅 W	-100								
								延長 L	-200												延長 L	-200								
3	土木工事共通編	1	一般施工	7	地盤改良工	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		出来形管理基準-53	3	土木工事共通編	1	一般施工	7	地盤改良工	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		出来形管理基準-53					
								施工厚さ t	-50												施工厚さ t	-50								
								幅 W	-100												幅 W	-100								
								延長 L	-200												延長 L	-200								
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	6	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		出来形管理基準-72	3	土木工事共通編	2	一般施工	16	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		出来形管理基準-72								
							幅 W	0～+30										幅 W	0～+30											
							厚さ t	-10～+20										厚さ t	-10～+20											
							鉄筋のかぶり	設計値以上										鉄筋のかぶり	設計値以上											
							鉄筋の有効高さ	±10										鉄筋の有効高さ	±10											
							鉄筋間隔	±20										鉄筋間隔	±20											
上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																											
4	農地編	1	3	1	3	基礎造成 表土整地	基準高 V	±150	10a当り3点以上(標高測定)均平度は1筆の田面高低差で測定。 1. 基準高は、基礎面の高さとする。 2. 均平度は、表土戻後に測定する。		出来形管理基準-73	4	農地編	1	3	1	3	基礎造成 表土整地	基準高 V	±150	10a当り3点以上(標高測定)均平度は1筆の田面高低差で測定。 1. 基準高は、基礎面の高さとする。 2. 均平度は、 基礎整地後 と表土戻後に測定する。		出来形管理基準-73							
							均平度 ◇	±50											均平度 ◇	±50										

令和6年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)										改正 (令和6年9月)										改定理由									
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要							
4	土木工事共通編	2	1	6	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	出来形管理基準-72	4	土木工事共通編	2	1	6	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	出来形管理基準-72	4	土木工事共通編	2	1	6	床版工	幅 W	0~+30		出来形管理基準-72
						厚さ t	-10~+20									1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。													
						鉄筋のかぶり	設計値以上																						
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定																					
						鉄筋間隔	±20																						
						上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																						
5	治山編	1	4	6	鋼製側壁工	基準高▽	±20	設計図に表示してある箇所を測定。	出来形管理基準-83	5	治山編	1	4	6	鋼製側壁工	基準高▽	±20	設計図に表示してある箇所を測定。 ダブルウォール構造の場合は、埋高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	出来形管理基準-83	5	治山編	1	4	6	鋼製側壁工	長さ L	±100		基準の改定に伴う修正
						幅 w1, w2	±50																						
						下流側倒れ Δ	±0.02H																						
						高さ H	H<3m									-50													
							H≥3m									-100													
						高さ H	H<3m									-50													
H≥3m	-100																												

レディーミクストコンクリート取扱基準 新旧対照表

現行 (令和5年12月)				改正 (令和6年9月)				改定理由
レディーミクストコンクリート取扱基準				レディーミクストコンクリート取扱基準				
様式-3 骨材試験成績表 平成 年 月 日				様式-3 骨材試験成績表 平成 年 月 日				誤植
	種 類	細骨材	粗骨材	粗骨材	ふるい分試験 (通過率%)			
項 目	品 種 産 地			ふるい(m)	品 種	細骨材	粗骨材 (25)	粗骨材 (40)
最大寸法 (m)		5	25	40	50			
比 重	絶乾				40			
	表乾				30			
吸 水 率 (%)					25			
単 位 容 積 質 量 (kg / ℓ)					20			
実 績 率 (%)					15			
洗い試験で失われる量 (%)					10			
有 機 不 純 物					5			
粘 土 塊 (%)					2.5			
塩 分 含 有 量 (%)					1.2			
安 定 性 (%)					0.15			
す り へ り (%)					粗粒率 (F・M)			

レディーミクストコンクリート取扱基準 新旧対照表

様式-4

レディーミクストコンクリート強度試験成績報告書

_____(発注者名) 様

工事名称 _____

(受注者名)

指定事項

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランブ	粗骨材の最大寸法	セメントの種類による記号
			cm	mm	
指定事項					

試験成績

供試体番号	採取月日	試験月日	材令(日)	スランブ ^o (cm)	空気量(%)	供試体寸法(cm)	最大荷重(K/N)	強度(N/mm ²)	平均強度(N/mm ²)	養生方法
									(σ_{28})	
									σ_7	

様式-4

レディーミクストコンクリート強度試験成績報告書

_____(発注者名) 様

工事名称 _____

(受注者名)

指定事項

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランブ	粗骨材の最大寸法	セメントの種類による記号
			cm	mm	
指定事項					

試験成績

供試体番号	採取月日	試験月日	材令(日)	スランブ ^o (cm)	空気量(%)	供試体寸法(cm)	最大荷重(KN)	強度(N/mm ²)	平均強度(N/mm ²)	養生方法
									(σ_{28})	
									σ_7	

誤植